

橋梁定期点検委託業務の入札事務に関する基本協定

〇〇市長 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と●●市長 ●●●●（以下「乙」という。）と△△町長 △△△△（以下「丙」という。）と□□町長 □□□□（以下「丁」という。）と◆◆町長 ◆◆◆◆（以下「戊」という。）とは、令和 年度に実施する甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ管理する橋梁の定期点検委託業務（以下「点検」という。）について、次の通り基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙、丙、丁及び戊が甲に対し点検の入札事務を委任し、円滑な点検の実施を図ることを目的とする。

（点検の入札手続）

第2条 甲は、甲の内規により入札を行うものとする。

2 乙、丙、丁及び戊は、甲に対し「入札事務執行依頼書」を送付するものとする。

3 甲は、前項依頼書に基づき乙、丙、丁及び戊に対し「負担割合決定通知書」を送付するものとする。

4 乙、丙、丁及び戊は、甲が入札によって選定された者と契約を締結するものとする。

5 甲は、落札者決定後、速やかに「橋梁定期点検委託業者確定通知書」を送付するものとする。

6 甲は、甲の内規による入札に参加資格があることの確認資料や、入札の過程・結果が記された資料を乙、丙、丁及び戊に対して漏れなく送付するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、甲、乙、丙、丁及び戊が協議するものとする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙、丁及び戊が協議するものとする。

令和 年 〇月〇〇日

甲 〇〇市長 〇〇 〇〇

乙 ●●市長 ●● ●●

丙 △△町長 △△ △△

丁 □□町長 □□ □□

戊 ◆◆町長 ◆◆ ◆◆